宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目次

規則

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則　（環境対策課）　一

告示

○地籍調査事業計画の策定　（地域復興支援課）　一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定　（障害福祉課）　二
○地方卸売市場の廃止の許可　（農産園芸環境課）　二
○海岸保全区域の変更　（農村整備課）　二
○海岸保全区域の変更（二件）　（河川課）　五
○廃川敷地等の発生　（同）　六
○都市計画変更案の縦覧　（都市計画課）　七
○土地区画整理組合の理事についての届出　（同）　七
○土地改良区役員の住所変更の届出　（北部地方振興事務所）　七

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定　（原子力安全対策課）　七
○開発行為に関する工事の完了（三件）　（建築宅地課）　八

規則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村井嘉浩

○宮城県規則第六十八号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則（平成七年宮城県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号㈠の表二七の項の次に次のように加える。

二八	一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

別表第五の一六の項を次のように改める。

一六	一・二―ジクロロエチレン

別表第五に次のように加える。

二八	塩化ビニルモノマー
二九	一・四―ジオキサン

附則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　一・四―ジオキサンについての改正後の公害防止条例施行規則第三条の規定は、この規則の施行の際現に汚水等に係る特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該特定施設を設置している特定事業場に係る規制基準については、この規則の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

告示

○宮城県告示第五百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村井嘉浩

一　調査を行う者の名称及び調査区域

名称	調査区域
川崎町	大字今宿字薬師堂等三単位区域

二　調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百九十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二七○○五二八	ここねっとヘルパーステーション黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十一番十二号	居宅介護	特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと	平成二十四年七月一日
○四一一一○○一九一	いんすぱいあ岩沼市中央一丁目二番十三号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社日本社会福祉総合研究所	平成二十四年八月一日

○宮城県告示第六百号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可した。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　卸売市場の名称

地方卸売市場気仙沼市青果市場

二　卸売市場の所在地

気仙沼市四反田九十四番地一

三　卸売市場を廃止する年月日

平成二十四年七月三十一日

四　許可年月日

平成二十四年七月十八日

○宮城県告示第六百一号

昭和三十三年宮城県告示第百五十二号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

宮城県仙台湾沿岸亘理海岸鳥の海地区海岸に係る表を次のように改める。

宮城県仙台湾沿岸	亘理海岸	鳥の海地区海岸	大畑浜地先海岸
基点A 亘理郡亘理町荒浜字隈崎百七十六番二地先の北緯三八度二分一三秒五七七八東経一四〇度五四分四二秒四七分二七四九東経一四〇度五四分五一秒五九九三の基点B 三七の地点 (1)　北緯三八度六分一八秒五六七東経一四〇度一分一四秒 (2)　北緯三八度二分一二秒五八九七東経一四〇度一分一六秒 (3)　北緯三八度二分一〇秒四七一四九東経一四〇度三分一二秒 (4)　北緯三八度二分一〇秒六五八東経一四〇度一分一六秒 (5)　北緯三八度二分一〇秒九六四六東経一四〇度一分一三秒 (6)　北緯三八度二分一〇秒四六六五東経一四〇度一分一二秒 (7)　北緯三八度二分一〇秒九六六六東経一四〇度一分一〇秒 (8)　北緯三八度二分一〇秒八六六九東経一四〇度一分一〇秒 (9)　北緯三八度二分一〇秒七七〇〇東経一四〇度一分一〇秒 (10)　北緯三八度二分一〇秒七六四五東経一四〇度一分一〇秒 (11)　北緯三八度二分一〇秒四六一二東経一四〇度一分一〇秒 (12)　北緯三八度二分一〇秒三七七二八東経一四〇度一分一〇秒 (13)　北緯三八度二分一〇秒一七二〇七東経一四〇度一分一〇秒 (14)　北緯三八度二分一〇秒九四九七八東経一四〇度一分一〇秒 (15)　北緯三八度二分一〇秒八〇九二東経一四〇度一分一〇秒 (16)　北緯三八度二分一〇秒七四二八七五東経一四〇度一分一〇秒 (17)　北緯三八度二分一〇秒六七五〇東経一四〇度一分一〇秒 (18)　北緯三八度二分一〇秒四九九〇東経一四〇度一分一〇秒 (19)　北緯三八度二分一〇秒三八二東経一四〇度一分一〇秒 (20)　北緯三八度二分一〇秒二七三六五東経一四〇度一分一〇秒	鳥の海地区海岸	大畑浜地先海岸

| | | |

宮城県仙台湾沿岸亘理海岸吉田砂浜地区海岸に係る表を次のように改める。

| | | |

度五分〇一秒三二一九の地点
(タ)　度五分は、〇北緯三七度五八分六秒九六七七東経一四〇
(レ)　度五分は、〇北緯三二度八五の地点
(ソ)　度五分は、〇北緯三〇度二七分一八秒三三・一メー
(ツ)　度五分は、〇北緯三一七一度二五七東経一四〇
(ツ)　度五分は、〇北緯三一七一度二五九の地点
(ツ)　度五分は、〇北緯三一七一度二五九の地点
(ツ)　度五分は、〇北緯三一七一度二五九の地点
(ツ)　度五分は、〇北緯三一七一度二五九の地点
(ネ)　度五分は、〇北緯三一七一度二五九の地点
(ラ)　度五分は、〇北緯三七度二四八の地点
(ナ)　度五分は、〇北緯三七度二五一の地点
(ム)　度五分は、〇北緯三七度二四九の地点
(ヲ)　A、(ワ)、(イ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ソ)、(ツ)、(ネ)、(ナ)、(ラ)、(ム)及び(ル)、Aの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域

○宮城県告示第六百二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により昭和四十八年宮城県告示第千三十一号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

別		海岸の名称					指定区域	
新旧		大分類	中分類	小分類	小小分類		陸域	水域
旧		仙台湾沿岸	塩釜海岸	七ヶ浜海地区海岸	花淵浜地先海岸		宮城郡七ヶ浜町花淵浜字寺坂二六番地先から同町字沼三八番の一地先に至る水際線背後五〇メートルの巾員を有する土地。ただし保安林及び保安施設を除く。	上記に掲げる土地に接する水際線から一〇〇メートルの巾員を有する水面
新		仙台湾沿岸	七ヶ浜海岸	花淵浜地区海岸			基本A点　宮城郡七ヶ浜町花淵浜字表浜一四一番地の地点（北緯三八度十七分四六秒七九東経一四一度〇四分四二秒九六） (ア)　点　基本A点から一八七度二三分三八秒九・五メートルの地点 (イ)　点　(ア)点より二八五度三七分三八秒五三・一メー	

(ウ)　点　トルの地点より二七五度四七分二八秒一一・六
(エ)　点　メートルの地点より二五四度五五分一八秒三三・一メー
(オ)　点　トルの点より二〇三度三〇分二〇秒六八・九メー
(カ)　点　トルの点より一八六度一二分五八秒一五二・八
(キ)　点　メートルの地点より九六度一二分五八秒一六六・六メー
(ク)　点　メートルの地点より一二〇度三〇分五五秒三〇〇・七
(ケ)　点　トルの点より二六八度三七分〇四秒九五・六メー
(コ)　点　トルの点より三〇六度五七分四三秒二二一・二
(サ)　点　メートルの地点より二八四度二八分〇五秒一八六・六
(シ)　点　メートルの地点より三度五七分二二秒二二九・八メート
(ス)　点　ルの点より一一七度〇七分五五秒九三・八メー
(セ)　点　トルの点より四七度〇四分五一秒一八二・五メー
(ソ)　点　トルの点より三一九度五二分三五秒一二六・九
(タ)　点　メートルの地点より一四九度二三分三五秒七一・三メー
(チ)　点　ルの点より三三〇度五一分〇七秒一〇〇・九
(ツ)　点　トルの点より一二度三五分五九秒七七・〇メート
(テ)　点　ルの点より五五度〇八分〇三秒二〇八・三メー
(ト)　点　トルの点より三二五度〇八分〇三秒一五〇・〇
(ナ)　点　メートルの地点より二三五度〇八分〇三秒二二六・七
(ニ)　点　メートルの地点より一九二度三五分五九秒一九二・六
(ヌ)　点　メートルの地点より一五〇度五一分〇七秒七二・八メー
(ネ)　点　トルの点より二一〇度〇六分二六秒七三・〇メー
(ノ)　点　トルの地点より二九九度四八分〇一秒一〇四・二
(ハ)　点　メートルの地点より一九三度三六分四三秒一一〇・一
(ヒ)　点　メートルの地点より二三一度二五分三七秒一二四・八
(フ)　点　メートルの地点より一四二度二七分二四秒一三一・九
(ヘ)　点　メートルの地点より一八三度五七分二二秒九四・九メー
(ホ)　点　トルの点より二三八度五九分〇八秒四五・六メー
(マ)　点　トル(ホ)の点より二八四度二八分〇五秒一二八・四
(ミ)　点　メートルの地点

(ウ)点より二一〇度三九分三〇秒七八・八メートル
(イ)点の地点より二三三度〇九分〇九秒一六二・二メートル
(エ)点の地点より二二九度〇八分二一秒二三四・四メートル
(オ)点の地点より二二二度〇〇分〇九秒一六一・六メートル
(カ)点の地点より二一七度二六分五二秒二一九・五メートル
(キ)点の地点より二三六度一一分五八秒一七・四メートル
(ク)点の地点より二一五度〇〇分〇二秒八八・八メートル
(ケ)点の地点より二〇二度三四分三二秒二〇七・四メートル
(コ)点の地点より二〇一度四七分〇五秒一三六・一メートル
(サ)点の地点より一九二度四八分〇六秒五八・四メートル
(シ)点の地点より一八三度一一分〇一秒二一三・三メートル
(ス)点の地点より一八三度一三分〇六秒二六・三メートル
(セ)点の地点より一七〇度二六分〇六秒四四・六メートル
(ソ)点の地点より一〇一度四一分四四秒四〇四・七メートル
(タ)点の地点より六度〇〇分〇〇秒二九三・〇メートルの
(チ)点の地点より三〇度五六分四五秒三一七・〇メートル
(ツ)点の地点より三二度五六分四〇秒二四三・〇メートル
(テ)点の地点より四六度五五分五三秒二〇四・〇メートル
(ト)点の地点より五四度五五分三〇秒四〇九・〇メートル
(ナ)点の地点より三一五度二〇分二八秒四二七・六メートル
基本A点の地点
(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(テ)、(ト)、(ナ)及び(ア)の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

○宮城県告示第六百四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　河川の名称

(ム)点より三〇七度一八分五〇秒一一七・九メートルの地点
(メ)点より二六八度三七分〇四秒八一・七メートルの地点
(モ)点より三〇〇度三〇分五五秒一五三・〇メートルの地点
(ヤ)点より一〇度二五分八秒八三・四メートル
基本A点の地点
(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(ヌ)、(ネ)、(ノ)、(ハ)、(ヒ)、(フ)、(ヘ)、(ホ)、(マ)、(ミ)、(ム)、(メ)、(モ)、(ヤ)及び(ア)の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

○宮城県告示第六百三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により昭和五十六年宮城県告示第千百二十二号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

別				
新旧	海岸の名称		指定区域	
	大分類	中分類	小分類	陸域	水域
旧	仙台湾沿岸	七ヶ浜海岸	菖蒲田地区海岸	宮城郡七ヶ浜町花淵浜字沼三十八番一九 田浜字菖蒲田浜字浜沼三十八番一九 に至る水際線から同町菖蒲田浜字長砂三十五メートル背後百十五番地の一（北緯三八度十七分四二秒七七東経一四一度〇四分二三秒二一） 阿川沼から同町菖蒲田浜字宅地百十五メートル 蒲田浜字宅地百十五番地から眺望岬に至るまでは道路護岸線より背後幅十メートル）の線により囲まれた土地。ただし、保安林及び保安施設を除く。	上に掲げる土地に接する水際線から三百五十メートルの幅員を有する水面
新	仙台湾沿岸	七ヶ浜海岸	菖蒲田地区海岸	基本A点の地点（北緯三八度十七分四二秒七七東経一四一度〇四分二三秒二一） (ア)点より三八度五八分三三秒七八・四メートル (イ)点より二四五度一〇分四八秒一六八・〇メートルの地点	

二級河川折立川水系西戸川

二　廃川敷地等が生じた年月日

平成二十四年三月十四日

三　廃川敷地等の位置

本吉郡南三陸町戸倉字切曽木八十九番

四　廃川敷地等の種類及び数量

土地　九百六十二・〇平方メートル

○宮城県告示第六百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　都市計画の種類及び名称

1　種類　仙塩広域都市計画道路

2　名称　三・五・一九〇号植松田高線

二　都市計画を変更しようとする土地の区域

1　追加しようとする土地の区域

名取市小山一丁目及び飯野坂四丁目の各一部

2　廃止しようとする土地の区域

名取市小山一丁目及び飯野坂四丁目の各一部

三　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び名取市役所（建設部都市計画課）

四　縦覧期間

平成二十四年七月二十七日から平成二十四年八月十日まで

五　注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第六百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　組合の名称

石巻市南境土地区画整理組合

二　事務所の所在地

石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三　届出の内容

理事に就任した者

氏名	住所
勝又和雄	石巻市水明南一丁目一番三十四号
日野和矢	石巻市南境字水貫山十一番地

○宮城県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、加美郡西部土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十四年七月二十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長　吉　田　祐　幸

役職名	氏名	変更後住所	変更前住所
理事	加藤孝志	加美郡加美町字味ヶ袋水沢一一〇番地一	加美郡加美町字味ヶ袋水沢一一一番地

公　告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　随意契約に係る物品の名称及び数量　ＮａＩ（Ｔｌ）式スペクトル測定装置　三十四式

二　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地　環境生活部原子力安全対策課　仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三　契約の相手方を決定した日　平成二十四年六月十三日

四　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地　株式会社星理科学器械　仙台市青葉区大町二丁目十一番十四号
五　契約金額　一億二千八百五十二万円
六　契約の相手方を決定した手続　随意契約
七　契約の相手方を決定した理由　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称　名取市手倉田字諏訪二十六番一
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）　名取市増田字北谷百五十三番地　パステルハウス北谷二〇一号　板橋　誠

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称　名取市手倉田字諏訪二十六番七
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）　名取市閖上六丁目十番九号　阿部　茂勝

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年七月二十七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称　登米市中田町上沼字新寺山下五十九番六
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）　登米市中田町上沼字新寺山下五十九―六　社会福祉法人桜友会